

小平市の管理する施設における受動喫煙防止対策について

平成31年3月15日決定

1 目的

この対策は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するため、健康増進法第25条に基づき、小平市の管理する施設において講ずべき受動喫煙防止対策を具体的に示すことにより、市民及び施設利用者の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2 小平市の受動喫煙防止対策の基本的な考え方

小平市では、平成29年3月に健康増進計画であるこいだいら健康増進プラン（以下「健康増進プラン」という。）を策定した。健康増進プランでは、喫煙分野の行政の取り組みとして、「成人の喫煙率の減少」及び「自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）があった人の割合をへらす」ことを目標とし、特に行政機関での受動喫煙の割合を平成34年度までに1.6%から0%にする数値目標を掲げている。また健康増進プランの策定にあわせて、健康都市宣言を行い、市民の健康寿命の延伸に取り組んでいる。

このことから、今後、国や東京都と同様に「望まない受動喫煙をなくす」ことを第一の目標として、多数の者が利用する公共的な空間について、関連する各部署の様々な受動喫煙防止対策を連動させ、組織横断的に受動喫煙防止対策を推進し、健康都市の実現を目指していく。

3 小平市の管理する施設における受動喫煙防止対策

小平市の管理する施設は、望まない受動喫煙を防止するため、敷地内の喫煙施設（灰皿を含む）をすべて撤去するとともに、施設管理者は、施設の利用者等に対して受動喫煙の防止について周知徹底し、理解と協力を求める。

4 対象となる施設

市が管理する建物及びその敷地内

※公園、路上、駅前等の屋外公共的空間は、喫煙環境の整備とあわせて検討し、必要な受動喫煙対策を講じていく。

5 実施時期

- (1) この受動喫煙防止対策は、平成31年7月1日から実施する。
- (2) この受動喫煙防止対策は、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。